

身体障害者福祉法の制定過程

－総則規定を中心に－その1

矢嶋里絵

〔要約〕

わが国における障害者福祉法の起点である「身体障害者福祉法」の制定過程を、基礎的な史料に基づいて検証する。とくに本稿では、日米の障害者福祉に対する考え方の違い、法案作成をめぐる交渉経過、障害者による法制定要求の展開等に注目して、法成立に至る道筋を明らかにしたい。

〔キーワード〕

身体障害者福祉法、GHQ/PHW、更生、傷痍者

目次

はじめに

- 1 49年法と現行法との比較
- 2 制定当時の障害者の状況
- 3 法制定までの経緯 (以上本号)
- 4 49年法の論点

さいごに

資料

はじめに

1949年の身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号、以下「49年法」という）の成立は、GHQの反対によって遅れたとされる。そしてそれは、障害

者施策が旧傷痍軍人等に対する優遇措置となり、非軍事化・民主化という対日占領政策に反すると考えられていたためであると説明されてきた。ところが、障害者福祉についてのGHQ（とくにPHW）¹⁾と日本それぞれの思惑は如何なるものであったのか、両者のかけひきがどう展開し身体障害者福祉法成立へと結実していったのか、障害者当事者の運動は法成立の要因となり得たのか、アメリカの障害者関連法からどのような影響を受けたのか等々について、詳細は未だ明らかにされていない。

本法制定から約50年の歳月が過ぎようとしている今、早急に着手すべきは、散逸した史料と数少ない関係者からの証言収集であろう。そして現在は、本法の問題点を指摘し将来の方向性を探る議論が当事者によってなされている時でもある²⁾。ここで、わが国の障害者福祉法の起点である身体障害者福祉法の形成過程を検証することは、この議論を進める上で不可欠の前提といつてよいであろう。

そこで本稿では、不十分ながら、収集し得た基礎史料に基づいて、49年法の総則規定の成立過程に限定して検討を加えることとする³⁾。

なお、史料の収集にあたっては、日本社会事業大学佐藤久夫氏、日本社会事業大学図書館職員の方々、浴風会理事高橋喜三郎氏、長野大学寺脇隆夫氏、その他多くの方々に御世話になった。厚く御礼を申し上げたい。

1 49年法と現行法との比較

現在の障害者福祉法の起点を探るといふ本稿の趣旨に則り、49年法の総則規定（第1条～第3条）と現行法のそれとを、比較対照しておこう（資料 [1] 参照）。

資料 [1] 49年法と現行法の総則規定比較

<p>[49年法] 第1条（法の目的） 「この法律は、身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行い、もつて身体障害者の福祉を図ることを目的とする。」</p>	<p>[現行法] 第1条（法の目的） 「この法律は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。」</p>
<p>第2条（更生への努力） 「すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、すみやかに社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。」</p>	<p>第2条（自立への努力及び機会の確保） 「すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。 2すべて身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。」</p>
<p>第3条（差別的取扱の禁止） 「国地方公共団体及び国民は、身体障害者に対して、その障害のゆえをもつて不当な差別的取扱をしてはならない。」</p>	<p>第3条（国、地方公共団体及び国民の義務） 「国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が具現されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下『更生援助』という。）を総合的に実施するように努めなければならない。 2国民は、社会連帯の理念に基づき、身体障害者がその障害を克服し、社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。」</p>

(1) どちらも「身体障害者の福祉（の増進）を図ること」を究極目的とする（第1条）。ただ、目的達成のための手段に関しては、49年法は、身体障害者の更生の援助と更生のために必要な保護を行うこととし、現行法は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護を行うこととしている（第1条）。その文言は一見異なるが、49年法第2条が、障害の克服と社

会経済活動への参与を「更生」(見出し)としていることから、実質的な相違は少ないと解することができる。また、現行法第3条1項が「身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護」を「更生援護」と要約していることも、その裏づけとなるであろう。

つまり、現行法にいう「自立と社会経済活動への参加」がほぼ49年法の「更生」にあたることになるが、身体障害者福祉法は、その出発点においてなぜ「更生法」たる性格を付与されたのか、が問われなければならない。

(2) 49年法と現行法との違いが顕著なのは以下の点である。

第一は、現行法第2条2項が、49年法にはない社会・経済・文化活動への参加の機会の確保を定めている点である。

第二は、現行法が第3条で、国や地方公共団体の更生援護実施の努力義務と国民の協力義務を明記している点である。これに対し、49年法第3条は差別禁止を定めるにとどまる。しかし、法案作成段階では、国や地方公共団体がその責任に基づいて障害者の社会復帰を促進する趣旨の規定をもつ案が構想されていた(資料[7][8]参照)。にもかかわらず、なぜ最終案からは姿を消したのであろうか。

(3) これらにかんする詳細は、後に述べる。

2 制定当時の障害者の状況

厚生省によって全国規模の身体障害者実態調査が行われるのは、1951(昭和26)年のことである⁴⁾。したがって、49年法制定当時の障害者の状況を把握するのは困難である。その意味で以下の数字も正確なものとは思われないが、立法の基礎資料とされたものもあるので、とりあえずみておこう。

資料[2]は1948年1月2日PHWから民政局(GS=Government Section)宛部内連絡票(Check Sheet)⁵⁾に掲載されたものである。これによれば、当時の障害者は約49万人、うち約32万人は退役軍人であり全体のほぼ6割を占める。男女比をみると9対1と圧倒的に男性が多い。

つぎに、法案提出の参考資料とされた資料[3]⁶⁾によれば、障害者総数は約80

万人であり、うち身体障害者福祉法の対象者は7割程度の60万人弱である。障害種別では「四肢不自由」と「強い弱視」が多数を占める。

資料[2] 原因別障害者数

(単位：人)

	男	女	計
退役傷痍軍人	324,622	—	324,622
軍役以外の負傷者	8,781	439	9,220
災害による負傷者	46,530	20,467	66,997
戦争による負傷者	5,695	2,449	8,144
事故による負傷者	51,596	30,018	81,614
計	437,224	53,373	490,597

出典) 1948年1月2日 Check Sheet, "Program for Physically Handicapped" (社会福祉研究所, 1978, p.92)

資料[3] 障害種別障害者数

障害の種類	(a) 障害者の数	(a) (c)	(b) 本法該当者数	(b) (d)	備考
	人	%	人	%	
全盲	34,312	4.3	26,490	4.4	昭和22年10月の国勢調査による結果(4~40才)に対し年齢別人口数によって検算したもの
強い弱視	261,041	32.6	180,594	30.2	
聾啞	83,501	10.4	58,405	9.6	
強い難聴	114,790	14.3	80,047	13.4	
盲聾啞	4,800	0.7	3,016	0.5	
強い難聴強い弱視	56,690	7.1	36,861	6.2	
四肢不自由	214,399	26.8	196,593	32.8	昭和22年協定会調査による
(内之軍人属)	125,779		125,779		
(一般)	88,620		70,814		
結核	20,166	2.5	8,435	1.5	社会局調査による
頭部障害	10,279	1.3	8,411	1.4	同上
計	(c) 799,978	100.0	(d) 598,852	100.0	

出典) 『身体障害者福祉法案参考資料』(1949年11月)

3 法制定までの経緯

本稿では、終戦を迎えた1945（昭和20）年8月から身体障害者福祉法が成立する1949（昭和24）年12月までを3つの時期に分けて、法成立の経緯をみていくことにする。

第1期 「混乱期」1945年8月～1947年7月中旬

(1) 1945年8月に戦争が終結し、わが国はGHQによる占領期を迎えることになる。GHQの対日占領政策の基本方針は、日本の非軍事化と民主化であった。これによって、「戦時中は・・・戦意昂揚の立場から実に至り尽せり」⁹⁾であった傷痍軍人に対する処遇は一転する。

まず、11月24日のGHQの「恩給及び年金に関する件」(SCAPIN338)によって軍人恩給停止が指令されたのは、その代表的なできごとであった。これをうけて翌1946（昭和21）年2月1日に公布された「恩給法ノ特例ニ関スル件」(勅令第68号)により、旧軍人軍属への普通恩給・扶助料・軽症者に対する増加恩給・傷病賜金等の支給が廃止された。

さらに、国の責任において医療から職業補導に至る一連の援護を行っていた軍事保護院が廃止されたのも（11月に保護院と医療局に分割され解消した後、翌年2月に勅令第27号によって保護院廃止）、GHQの方針によるものであった。

(2) 膨大な貧困層による社会不安の発生には、GHQも日本政府も共に危機感を抱いていた。

そこでGHQは、1945（昭和20）年12月8日「救済並福祉計画ノ件」(SCAPIN404)を出し、最低生活保障・差別的取扱いの禁止・現行救済制度の見直しを指示した。これに対する日本政府の回答（同年12月31日「救済福祉に関する件」）にGHQが条件つき承認を与えたのが1946（昭和21）年2月27日の「公的扶助に関する覚書」(SCAPIN775)である。本覚書に示されたいわゆる「公的扶助に関する4原則」（＝公的責任の原則、公私分離の原則、無差別平等の原則、必要充足の原則）は、以降の社会福祉全体に共通する基本原則となった。とりわけ、身体障害者福祉

法の制定過程にしばしば登場し、議論の焦点となったのは、「無差別平等の原則」である。

上の4原則にのっとり、1946（昭和21）年9月旧生活保護法（法律第17号）が成立した⁹。本法は、国家責任に基づき無差別平等に生活困窮者を保護しようとするものである。したがって、傷痍軍人優遇措置の温存に腐心する日本政府に対して⁹、GHQは障害者も「無差別平等に」貧困者として生活保護法で救済すればよいとして、とりあわなかったとされる¹⁰。この当時のGHQは、身体障害者福祉法のような障害者福祉の側面に着目した法律を作る必要性を認識していなかったようである。

(3) 1946（昭和21）年11月3日、日本国憲法が公布され、大日本帝国憲法にはなかった生存権が第25条に規定された。身体障害者福祉法は、この生存権の理念を身体障害者福祉の分野において実現することをめざしたものである。

第2期 「傷痍者保護対策期」1947年7月下旬～1948年7月上旬

(1) 厚生省社会局は1947（昭和22）年7月下旬、多数の障害者を放置することは、第一に本人の困窮状況からして、第二に国家的な生産復興の点からして問題であるとして、傷痍者保護のための総合的対策の樹立を決め、案を作成した。その後、これをもとに医務局や職業安定局等の関係機関と会合して保護対策要綱案をまとめ、8月1日にGHQに提出することとなる。

これは「戦争、災害、事故、その他の原因で傷痍に罹り現に身体的缺陷を有する者約50万人と推定され、其の多くは甚だしく困窮して居るので、生活保護法により保護し得る点については、之によって保護するが、それと同時に身体的缺陷に應じた特殊の対策を講ずる必要がある」として、以下の障害種別の具体的対策を示している。

- ・失明者
- ・四肢切断者
- －国立収容施設設置と地方盲学校での職業教育
- －職業補導、住居と授産場を兼ねた収容施設の設置、義肢修理所の増設

- ・ 内部疾患、頭部損傷者－授産と医療を兼ねた集団保護施設の設置
- ・ 全く就職不可能な者　－特別の終身収容施設の設置
- ・ 傷痍者　－医薬品・保温具等の特別配給

これ以降、GHQと綿密な折衝を重ねながら日本政府は、傷痍者保護のための総合計画（以下、「傷痍者保護計画」という）の立案をすすめることになった。

このように、1947（昭和22）年の夏以降¹¹⁾、GHQは「不具者に対しても方策を講ずることは良いことである」として、計画立案にあたって留意すべき点（＝障害の原因による差別禁止、文部・労働・厚生・大蔵等関係方面の協力、積極的かつ広範な対策の実現、責任主体の明確化と責任転嫁の禁止等）を細かく日本政府に指示するようになった¹²⁾。

(2) 傷痍者保護計画は第4次案（10月18日付）の段階で、ほぼGHQの了解をとりつけたとあってよい。ただ、本計画の具体案策定について、GHQは、さらに関係各省・教育者・心理学者・医師・雇用主・労働者・婦人をメンバーとする委員会を作り、そこで審議するよう提案した（11月8日）。これをうけた厚生省は、11月18日「傷痍者保護対策委員会要領」をGHQに提出して了解を得た後、翌年3月、中央と地方に委員会を発足させたのである¹³⁾。委員会は、社会事業家・事業主代表・労働者代表・学識経験者・関係官庁の官吏等の委員から構成され、中央委員会は、傷痍者保護対策の調査研究審議と関係大臣への建議、地方委員会は、地方での具体策の研究審議と実質的活動にあたった。

ただし本委員会の任務は、傷痍者保護計画の具体案の策定とその実施にあり、本委員会が、直接、身体障害者福祉法の立案にあたったわけではないし、この時点では、その必要性を認識してもない。これは、1947（昭和22）年8月23日PHW福祉課長N. B. ネフが社会局長を招致して計画実施に伴う法令案を出すように要求したが、日本が「本案施行のため新に法律を制定する必要はない」¹⁴⁾と回答していることからわかる。

(3) たしかに、傷痍者保護計画策定の議論が、身体障害者福祉法制定に直結するわけではない。しかし、この時期に、ある意味では身体障害者福祉法成立の

萌芽ともいえる動きがあった。

それはまず第一に、「傷痍者保護更生対策要綱案」(厚生省社会局)¹⁵⁾の中で、失明者対策のひとつに盲人福祉法制定をあげていることである。そこには、「盲人の福祉増進を図るため盲人福祉法を制定して、盲人の登録、杖の特定、免税、盲人用郵便物の料金割引、就學費の補給、付添人の旅客運賃割引等を行ふ」とある。

第二に、委員会での審議に基づいて「傷痍者の保護並びに更生に関する法律案要綱」¹⁶⁾が作成されたと推測されることである(作成時期が不明であるため断言することはできない)。本要綱は冒頭で「この法律は傷痍者がその原因のいかんを問はず無差別平等に國、地方公共団体及び國民から保護を受け且つ傷痍者自ら速やかにその傷痍を克服して社会活動に参加し、社会に寄與することが出来る様に、國、地方公共団体、及び國民が援助する義務を規定するものである」と立法趣旨を説明しているのである。

この限りにおいては、身体障害者福祉制定への道が徐々に開かれつつあったとみることもできよう。

(4) 傷痍者保護計画の具体的な実施までには、まだ時間を要した。そのため、緊急対策として身体障害者収容授産施設が、9都道府県(東京・神奈川・愛知・京都・大阪・兵庫・新潟・北海道・香川)、12カ所(総定員約1,000名)設置されることになった。このために1947年度予算5千万円が当てられた。

(5) 1948(昭和23)年は、GHQの対日占領政策に大きな変化がみられた年である¹⁷⁾。障害者施策についても同様であり、1948(昭和23)年1月2日GHQ内部文書にある「PHWは、現在の保健福祉プログラムに、この種のプログラム(障害者に対する職業訓練や教育)を付加することは望ましいという結論に達した」¹⁸⁾との記述は、PHWが障害者プログラムの策定に肯定的となったことを示している。なぜこのような対応の変化が起きたのかについて同文書は、①終戦から2年半という時間が経過したこと、②医療を終えたにもかかわらず、戻る家や勤め先を見つけることができずに病院に滞留している人がいること、③この種のプ

プログラムの対象となる傷痍軍人が攻撃力をもはや持っていないこと、④無差別平等原則の重要性を日本政府が認識したこと、等と説明している。

ただその一方で、元軍人に対するサービスの実施への懸念も、依然根強く、それを示す例として次のものをあげることができる¹⁹⁾。

まず、1948 (昭和23) 年1月31日に「財団法人協助会」²⁰⁾ が解散を命ぜられ、翌日2月1日に解散し、財産を政府に接收された。協助会は、大日本傷痍軍人会²¹⁾ の財産を承継し、構成員も4分の1以上が大日本傷痍軍人会のメンバーであったことによる。

つぎに、傷痍軍人にとっての最後の恩典であった鉄道運賃の無賃・割引の制度 (傷痍軍人国有鉄道無賃乗車規程1938年鉄道省告示第302号、旅客運賃規則告示第26号) が同年6月に廃止され、かれらに対する優遇措置はこれにより、一切消滅することになる。

さらに、PHW 記録用覚書では、「(障害者統計は) …元軍人 (Ex-servicemen) のニーズを強調しながら戦後に損傷を受けた市民の数を最少限にしてある。このことは、GHQ/SCAPにとって危険信号である。というのは、このプログラムが日本の陸・海軍の旧軍人に優先的処遇を与えるという特殊目的のために支持されるかもしれないからである」として、これへの対応策として「旧軍人と市民の受給者との間に明確な割合を設定すべきである」としている²²⁾。しかし、この割合の設定は、関係者に差別観を持続させることになり、「無差別平等の原則」にもとることを理由に厚生省が反対をし、実現には至らなかった^{23・24)}。

(6) 1948 (昭和23) 年4月18日、衆議院議員鈴木仙八 (民主自由党) を会長とする「全国身体障害者甦生同盟」が静岡県熱海で結成大会を開いた。「凡ユル身体障害者ガ一致シテ民主的協力ト自治ノ下ニ福利厚生ノ途ヲ講ジ民主日本ノ建設ト世界平和ノ確立ニ寄與スル事」(全国身体障害者甦生同盟規約第4条) を目的とし、これに賛同する者は性別や障害原因の如何を問わず会員とした (同規約第6条)。この団体は、国会に対する請願陳情などを中心に、法制定要求運動を展開した。なお、会長の鈴木は自らも障害者であり、後に「身体障害者対策に関する決議案」を第5国会に提出し、通過させた中心的人物である (これについ

ては後述する)。

全国身体障害者甦生同盟も含めた団体・個人からの請願や陳情については資料[4]を参照されたい。

資料[4] 衆参両議院厚生委員会に付託された障害者関連の請願・陳情
(第1国会～第5国会)

<p><第1国会> 1947年 衆議院厚生委員会 ・「傷痍者の保護に関する請願」第323号(協助会) ・「傷痍者の保護に関する請願」第560号 参議院厚生委員会 ・「傷痍者更生援護に関する請願」第199号 ・「傷痍者保護に関する請願」第285号(協助会)</p>
<p><第2国会> 1948年 衆議院厚生委員会 ・「傷痍者の保護に関する請願」第4号 戦争の犠牲者である傷痍者は現在全国に170万を算え、医療その他あらゆる保証を断たれ、その家族と共に困窮のどん底にある、ついては(一) 国立病院の医療費政府負担(二) 七項症以下の該当者の再診査実施(三) 恩給年金の引上(四) 元将校、下士官、兵等の保証の差別撤廃(五) 地方援護の全面的強化をなされたい。 ・「傷痍軍人保護に関する請願」第901号 ・「全国身体障害者に対する補償制度に関する請願」第1425号(全国身体障害者甦生同盟) 参議院厚生委員会 ・「傷い者保護に関する請願」第664号 ・「全国身体障害者の援護に関する請願」第985号(全国身体障害者甦生同盟)</p>
<p><第3国会> 1948年 衆議院厚生委員会 ・「盲人福祉法制定に関する請願」第304号(京都府立盲学校) ・「盲人福祉法制定に関する請願」第539号(日盲連) ・「盲人福祉法制定の陳情」第357号(京都府立盲学校) 参議院厚生委員会 ・「盲人福祉法制定に関する請願」第15号(京都府立盲学校) ・「傷い者保護対策確立に関する請願」第123号 ・「盲人福祉法制定に関する陳情」第27号(京都府立盲学校)</p>
<p><第5国会> 1949年 衆議院厚生委員会 ・「身体障害者福祉法制定促進の請願」第1574号 ・「身体障害者の保護に関する請願」第1725号 参議院厚生委員会 ・「元軍人傷い者優遇に関する請願」第438号 ・「傷い者福祉法制定に関する請願」第523号(全国国立病院患者同盟) 戦争あるいは災害、病魔による多くの身体不自由者の生活は困窮の極に達し、自から生命を絶つ者すら出ている現状である。しかして、政府は傷い者福祉法(仮称)を準備中の由であるが、本法設定は緊急を要するものであるから、是非本法案を第五国会に提出せられ、また國家保障の一環として國鉄無賃乗車証が、盲、ろう、あ者に対して交付されているが、内臓外科的傷い者及び結核者に対しても傷いの程度によって交付せられるよう、特に考慮せられたい。</p>

(筆者作成)

注) 請願・陳情した団体名についてのみ記した。

第3期 「身体障害者福祉法制定準備期」 1948年7月中旬～1949年12月

(1) 第2回国会で「失明者を保護し、その更生と福祉を図るため、厚生大臣の管理に属する国立光明寮を設置する」(第1条) 国立光明寮設置法(昭和23年7月15日法律第162号)が成立した。これによって、公益法人であった失明軍人援護寮が国立光明寮として国の施設となった。

本法成立は、「身障対策の突破口」²⁵⁾と称される、わが国障害者施策の一大転機ともいふべき出来事である。というのは、当時の厚生省社会局長葛西嘉資の誘いで塩原光明寮を見学したPHW福祉課長N. B. ネフが、この種の事業は国の責任の下に行うべきであると認識を改め、以降、障害者福祉に関する資料をアメリカから持ち帰って厚生省関係者に説明する等意欲的となり、障害者福祉関係法制定へ向かう勢いが増したのである²⁶⁾。

(2) 障害者福祉に対する一般国民の関心を高めたのは、1948(昭和23)年8月29日の、ヘレン・ケラー来日²⁷⁾である。約2カ月の滞在期間に15都市を公式訪問し、22回の講演を行ったが、この講演で強調したのは、盲人の職域の拡大、早期障害児教育と障害防止施策の必要性等である²⁸⁾。

ところで、このヘレン・ケラー来日は、毎日新聞社の協力を得た岩橋武夫の尽力によるところが大であった。岩橋武夫は、同年8月17日に結成された「日本盲人会連合」(日盲連)の会長となった。結成大会決議に「世界的標準に立つ盲人社会立法の制定を期する」をうたった日盲連は、交通運賃の割引・点字図書の出版・税の減免・生業資金貸付等を保障する「盲人福祉法」の制定を目指し国会への請願陳情をはじめとした法制定運動を行った(前掲資料[4]参照)。その運動が実って、盲人福祉法は国会提出にこぎつけるかに思われた²⁹⁾。だがしかし「盲人という狭い対象に限らずむしろ可能なる限り広く、聾啞、肢体不自由の障害を有する者迄を含めて立案されるべきである」³⁰⁾という厚生省の方針の下、実現をみなかった。

(3) 1948(昭和23)年8月、厚生省社会局に、身体障害者更生事業を専管する更

生課がおかれた（8月11日厚生省訓令第351号）。初代更生課長の黒木利克は、9月に渡米し、障害者福祉法関連の資料の蒐集にあたった³¹⁾。7カ月余りに及ぶ滞米中に学んだ三法、すなわち、①職業リハビリテーション法（Vocational Rehabilitation Act Amendments of 1943, July 6, 1943, ch190, § 1, 57 Stat 374）、②ワグナー－オデイ法（Wagner-O'Day Act, June 25, 1938, ch697, 52 Stat 1196）、③ランドルフ－シェパード法（Randolph-Sheppard Vending Stand Act, June 20, 1936, ch638, 49 Stat 1559）は、身体障害者福祉法立案の際に参考とされた³²⁾。①は身体障害者の職業復帰の促進、②は盲人製作品の政府購買、③は連邦所有建物内の売店設置に関する盲人の権利について定めたものである。これらの詳細と、わが国の身体障害者福祉法に与えた影響については後述する。

(4) 身体障害者福祉法は、当初、第5国会（1949年2月11日召集5月31日閉会）へ提出される予定であった。しかし「現代更生事業立法についての客観的状況が未だ熟していなかった」ために³³⁾、つまりは、施行に要する経費確保の見通しが立たなかったために、提出は見送られた³⁴⁾。

しかしながら、同国会では注目される三つの動きがある。

第一は、国立身体障害者更生指導所設置法（昭和24年10月1日法律第152号）が成立したことである。本法に基づき、わが国初の身体障害者のリハビリテーションセンターである国立身体障害者更生指導所が、同年10月1日神奈川県高座郡相模原町に開設された。ここでは、医療を終了した者を対象に、相談・指導・訓練が実施された。この更生指導所が必要とされたのは次の事情による。かつて軍事保護院（p. 46参照）が存在した時には、医療－更生訓練－職業補導という一貫したサービス体制が確保されていた。ところが、保護院廃止に伴いこの体制がくずれてしまった。そのため、病院での「医療」を終え、職業補導所での「職業補導」を受けるまでの間、「更生訓練」を受ける機関が無かったのである。その機能を担う必要性から創設されたのが更生指導所である。ここでの入所者の状況については、資料[5]を参照されたい。

第二は、鈴木仙八らが各党共同提案で「身体障害者対策に関する決議案」（資

料[6])を提出し5月13日に採択されたことである。同決議は、福祉法制定までに早急に実施されるべき施策として、①中途失明者に対する保護対策樹立、②婦人・老人・幼年の身体障害者に対する特殊援護施設の整備、③各種公共施設の身体障害者優先開放、④胸部疾患に対する栄養食餌の補給と特配、⑤重度身体障害者の授産設備増設、をあげている。

なお提案にあたって鈴木は、当時の障害者の生活が日本国憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」といかにかけ離れた状況にあるかを述べているが、とくに、この決議案が、ハンディキャップが加重する女性障害者や、障害者の家族の視点から言及している点は、注目されよう。

第三は、職業安定法が改正(昭和24年5月20日法律第88号)され、身体障害者に対する職業補導の規定(26条の2)が整備されたことである。これによって法的裏づけを与えられた労働省所管身体障害者職業補導所は、11都府県(大阪・福岡・宮城・東京・茨城・群馬・富山・大分・栃木・熊本・千葉)13カ所にあったが、定員は全体で745人と少なく、期間は6カ月ないし1年という短期補導のため³⁵⁾、「補導修了後においても一人前の技能者として迎えられるにも至らず、極めて不満足」といわれる状況であった³⁶⁾。

資料[5]国立身体障害者更生指導所の入所者の状況

資料[5]-1 入所・修了・中退者数
(1950~1952年)

入所者	男	224人
	女	42
	計	266
中退者	計	40
修了者	男	177
	女	36
	計	213
在所者	計	13

資料[5]-2 入所者障害主要疾患
(1950~1952年)

切断	127人	47.7%
脳性麻痺	25	9.4
脊髄性麻痺	37	13.9
骨関節疾患	43	16.2
先天性疾患	7	2.6
その他	27	10.2
計	266	100.0

資料[5] - 3 傷痍軍人一般別

(1950~1952年)

傷痍軍人	30人	11.3%
一般	236	88.7
計	266	100.0

資料[5] - 4 入所者障害等級表

(1951~1952年)

1級	10人	6.3%
2級	26	16.4
3級	53	33.3
4級	40	25.1
5級	20	12.6
6級	10	6.3
計	266	100.0

資料[5] - 5 修了時の状況

(1950~1952年)

就職	133人	62.4%
自営	11	5.2
施設	9	4.2
帰宅	60	28.2
計	213	100.0

出典) 高瀬 (1959) pp.237 - 242

資料[6] 身体障害者対策に関する決議

新憲法の発布によって、すべて國民は、法の下に平等であり、且つ最低の生きる権利を與へられた。

しかるに現實は、法の運営よろしきを得ないため、今なお不平等且つ最低の生活すら営むことのできない百数十万の身体障害者のあることを見のがしてはならない。

よって政府は身体障害者に対する認識を新たにし、完全なるその福祉法の制定を見るまでに、次の諸施策を急速に実施すべきである。

- 一、中途失明者に対する保護対策を樹立すること
 - 二、婦人、老人、幼年の身体障害者に対する特殊援護施設を講ずること
 - 三、各種公共施設を身体障害者に優先的に開放すること
 - 四、胸部疾患者に対する栄養食餌の補給及び特配をすること
 - 五、重度の身体障害者に対する授産設備を増設すること
- 右決議する。

出典) 『第5国会衆議院會議録』 第28号 (1949年5月14日) p. 488

(5) 前述の (p. 48) 「中央傷痍者保護対策委員会」の委員とその他学識経験者の中から約20名の委員を選出し、「身体障害者福祉法制定推進委員会」が、1948 (昭和23) 年10月、厚生省に結成された。同委員会は³⁷⁾、同年12月17日の第1回会合以来、翌年4月末まで約20回にわたる討議を経て、身体障害者福祉法案の作成にあたったとされる³⁸⁾。

ここで「傷痍者」ではなく「身体障害者」が本委員会の名称に用いられていることは、非常に興味深い。この障害を表す用語の変化は、従来「傷痍者」イコール「傷痍軍人」もしくは「戦争犠牲者」と解釈され、現にその意味で用いられているが (前掲資料[4]第2国会衆議院厚生委員会「傷痍者の保護に関する請願」第4号参照)、本委員会がめざす法律では、広範な障害者一般を対象とする意図があったのであろう³⁹⁾。

ところで、PHWの記録用覚書⁴⁰⁾によると、身体障害者福祉法案の準備や議論は、National Council for Rehabilitation of the Physically Handicapped (以下、「審議会」という) で進められたとされる。その役割や構成メンバーからみて、日本側の史料に登場する「身体障害者福祉法制定推進委員会」を指していると考えてよい⁴¹⁾。

同審議会では、分科会や委員個人がそれぞれ原案を提示し、それに基づいて法案づくりをすすめていった。1月21日の審議会作業部会には、盲人分科委員会・本名文任氏 (国立相模原病院長)・高木憲次氏 (東京大学医学部)・国立療養所課・青木秀夫氏 (日本社会事業協会理事長) による各案が、提起されている (資料[7])。

資料[7]身体障害者福祉法分科委員会案・委員案（総則部分のみ）

<p>Outline of Bill Regarding Welfare of the Physically Handicapped (Drafted of Sub – committee for the blind) 盲人分科委員会案 「身体障害者福祉法案大綱」</p>
<p>Purpose</p> <p>Purpose of the Law is assistance to be rendered by the State, the local public bodies and the people that any physically handicapped person may receive protection by the State, the local public bodies and the people, equally and without discrimination, regardless of causes of their handicap, and overcome such handicap through their own effort and participate in social activities to contribute to the society.</p> <p>本法は、身体障害者がその障害の原因の如何にかかわらず無差別平等に、国、地方公共団体及び国民から保護を受け、自身の努力によって障害を克服して社会活動に参加し、社会に寄与することができるように、国、地方公共団体及び国民が援助することを目的とする。</p>
<p>Matters Demanded on the Bill of Physically Handicapped Person's Welfare 本名文任案 「身体障害者福祉法案に対する要望事項」</p>
<p>Purpose</p> <p>The physically handicapped person shall be rendered necessary assistance by the State, the local public bodies and the people that they may, regardless of causes of their handicap, receive adequate protection to be rendered by the State, the local public bodies and the people equally and without discrimination, and may quickly overcome such handicap to rehabilitate themselves and participate in social activities to contribute to the society <u>according to the extent of their handicap.</u>(下線筆者)</p> <p>身体障害者はその原因の如何にかかわらず無差別平等に、国、地方公共団体</p>

及び国民から十分な保護を受け、速かにその障害を克服して更生し、障害の程度に応じて社会活動に参加し、社会に寄与することができるように、国、地方公共団体及び国民から必要な援助を与えられる（下線筆者）

The Law of the Protection and Rehabilitation for the Physically Handicapped

高木憲次案「身体障害者のための保護及び更生法」

1 All people shall protect physically handicapped persons

すべて国民は身体障害者を保護しなければならない

2 The State and local public bodies shall assume responsibility to prevent physical handicap, and to rehabilitate physically handicapped persons in proper institution when accommodation and medical care are needed for their treatment and rehabilitation.

国及び地方公共団体は、身体的障害を予防し、身体障害者の治療及び更生のために収容及び療護を必要とする場合には適当な施設で更生させる責任を負う

Requested Matters in Content of the Bill on Protection and Rehabilitation of the Physically Handicapped

国立療養所課案「身体障害者の保護及び更生に関する法案の内容についての要望事項」

Purpose of this law is assistance to be rendered by the State, the local public bodies and the people that any physically handicapped persons may receive protection by the State, the local public bodies and the people equally and without discrimination, regardless of causes of their handicap, and overcome such handicap through their own effort and participate in social activities to contribute to society. (It is requested to insert words to stress economic self-support)

本法は、身体障害者がその障害の原因の如何にかかわらず無差別平等に、国、地方公共団体及び国民から保護を受け、自ら速かにその障害を克服して社会活動に参加し、社会に寄与することができるように、国、地方公共団体及び国民が援助することを目的とする（経済的自立を強調する文言の挿入が求められる）

Bill of Physically Handicapped Persons Welfare Law

青木秀夫案 「身体障害者福祉法案」

1. This law shall aim to make any of self – support and increase welfare for physically handicapped person, by making State and local public bodies responsible, and with the cooperation of people, for relief to persons who are in condition to call for protection because of physical handicaps.

本法は、身体的障害の故に保護を必要とする状況にある者に対して、国及び地方公共団体が援護する責任をもち、国民の協力の下に身体障害者を自立させ、その福祉を増進することを目的とする

(英語は1949年1月24日PHW記録用覚書“Conference on Proposed Physically Handicapped Rehabilitation Bill”、日本語は仮訳)

(6) 各案をみて気づく点をあげると、まず、すべての案が、障害者に対する治療・保護・更生・援護・援助を行う主体として国及び地方公共団体を明記している。とくに、青木案や高木案は、国民とは別に国や地方公共団体の責任を強調した表現となっている。既にみたとおり、成立した法にこの旨の規定はない。つぎに、本名案に特徴的なのが、「障害（ハンディキャップ）の程度に応じて」（= according to the extent of their handicap）との文言である。しかし、この文言の挿入は、「重大な障害のため、…自らの力で生活できない者に対しては、國が当然、終生その能力損失部分に対する補償を行わねばならないということを間接的に表明したものと解釈され」るが、重度障害者に対しては、すでに恩給・社会保険・生活保護法が実施されているので、身体障害者福祉法がその補償的なものであると誤解されることは好ましくない⁴²⁾と反対され、実現しなかった。

(7) 以上の分科会や委員個人の案が、どのように収斂され一本化していくのかについては、今のところ資料が入手できないため、不明である。ただ、日本政

府との折衝の窓口をつとめたPHW組織リハビリテーション班班長F.ミクラウツと更生課長黒木とのやりとりが断片的ではあるが、わかっている。

そのひとつは、1949(昭和24)年6月6日、ミクラウツが黒木と会い、GHQ経済科学局労働課(Economic and Scientific Section/Labor Division)による修正案(1,3,5,8,9,10,23,24,27,28,29,31,32条)を伝え、黒木がこれに合意した。総則規定である第1条の修正は、「(身体障害者)プログラムに、医学的・社会的な側面を盛り込むように」ということである⁴³⁾。

また、同年7月30日のミクラウツとの話合いの際、黒木は、身体障害者福祉法は結核や精神障害者を対象としないこと、大蔵省は法案が可決されるまで動けないといっていること、民主自由党が次期国会(第6国会)で法案を通過させると決定したこと等を報告している⁴⁴⁾。

(8) 日本・GHQ双方の関係者によって法案の審議は重ねられた。日本からは、審議会、労働・厚生・文部・運輸各省の関係者、GHQからは、経済科学局労働課・法務局(Legal Section)・教育局(Education Section)・PHW等の関係者がこれに関わったのである。

8月5日の審議会では、法案の最終案にかんする審議が行われた。最終的な逐条評価を経た結果、一部修正された(4, 15, 17, 19, 23条)ものが政府提出法案として国会に提出することが決定された。以下の総則規定については、とくに議論なく認められた(資料[8])⁴⁵⁾。

資料[8] 1949年8月5日案総則規定

<p><u>DRAFT OF LAW FOR WELFARE OF DISABLED PERSONS</u></p> <p>(Art1. Purpose of this Law)</p> <p>This Law shall aim to make the State and Local Public Bodies assist the Rehabilitation of Disabled Persons, give relief necessary for their rehabilitation and seek for the welfare of Disabled Persons.</p> <p>(法の目的)</p> <p>この法律は、國及び地方公共団体が身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行い、以て身体障害者の福祉を図ることを目的とする。</p>
<p>(Art2. Rehabilitation)</p> <p>Every Disabled Person shall strive to overcome his disabilities positively and to participate in social and economic activities as quickly as possible</p> <p>(更生)</p> <p>すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、速やかに社会経済活動に參與することができるように努めなければならない。</p>
<p>(Art3. Prohibition of Discriminative Treatment)</p> <p>The State, Local Public Bodies and people shall not give unfavorable and discriminative treatment on Disabled Persons because of their disabilities.</p> <p>(差別的取扱の禁止)</p> <p>國、地方公共団体及び國民は、身体障害者に対して、その障害のゆえを以て、不利益な差別的取り扱いをしてはならない。</p>

(英語は1949年8月8日PHW記録用覚書“Draft of Proposed Law for Welfare of Physically Handicapped Persons”、日本語は1949年8月1日「身体障害者福祉法案第6次案(社会局)⁴⁶⁾」)

(9) しかし、審議会の最終評価を経た法案が、そのまま国会に提出されたわけではない。というのは、9月15日「…不具者の世話は地方公共団体の重要な固有事務として固有の財源によって行われることが妥当であり、国の委任事務として国の干渉下に行われることは好ましくない⁴⁷⁾」というシャウプ勧告の指摘を受けて⁴⁸⁾、同法案は、更なる修正を余儀なくされたのである。

ようやく11月22日にGHQの承認を得ることができた法案の総則規定では(資

料[9])、8月5日案に明記されていた国及び地方公共団体の責務規定が1条から削除されている⁴⁹⁾。

資料[9] 11月22日GHQ承認案総則規定

<u>DRAFT OF LAW FOR WELFARE OF DISABLED PERSONS</u>	
1 (Purpose of this Law)	<p>This Law shall aim to assist the rehabilitation of disabled persons, give relief necessary for their rehabilitation and seek for the welfare of Disabled Persons.</p> <p>(法の目的)</p> <p>この法律は、身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行い、もつて身体障害者の福祉を図ることを目的とする</p>
2 (Endeavours for rehabilitation)	<p>Every disabled person shall make positive endeavours to overcome his disabilities and to participate in social and economic activities as quickly as possible.</p> <p>(更生への努力)</p> <p>すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、すみやかに社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。</p>
3 (Prohibition of Discriminative Treatment)	<p>The State Local Public Bodies and People shall not give unfavorable and discriminative treatment to disabled persons because of their disabilities.</p> <p>(差別的取扱の禁止)</p> <p>国、地方公共団体及び国民は、身体障害者に対して、その障害のゆえをもつて不当な差別的取扱をしてはならない。</p>

(英語は1949年11月22日PHW記録用覚書“Draft Legislation, Law for the Welfare of Physically Handicapped Persons”、日本語は1949年制定法)

(10) 身体障害者福祉法案は第6臨時国会に提出され、全会一致で原案どおり可決成立した。その前後の経緯と法案提案理由は、資料[10]と[11]に示したとおりであるが、国会への法案提出手続きについて特記すべきことが二つある。

第一は、政府提出法案ではなく議員提出法案とされたことである。実際上は厚生省が中心となって法案づくりを進めてきたにもかかわらず議員提出となったのは、施行予算確保の問題や国会からの要望があったためである⁵⁰⁾。

第二は、議会への提出方法について衆・参両議員の厚生委員長間で先議争いがあったことである。これについては、衆議院提出案について議決を行うかわりに合同審査会を設け同会長を参議院厚生委員長（堀川恭平）が努めるという異例のかたちで決着をみたのである⁵¹⁾。

こうして身体障害者福祉法は、1949年12月26日に公布、翌年4月1日より施行された。

資料[10] 身体障害者福祉法成立前後

1949年10月	31日	GHQに原案提出
11月	22日	GHQ承認
11月	24日	衆参両議院厚生委員会に付託
11月	25, 26日	両院厚生委員会合同審査会で審議
11月	29日	衆議院厚生運輸委員会連合審査会で審議
11月	30日	衆議院本会議で可決
12月	1, 3日	参議院厚生運輸連合審査会で審議
12月	3日	参議院本会議で可決、成立
12月	26日	公布
1950年	4月 1日	施行

(筆者作成)

資料[11]身体障害者福祉法提案理由説明

…戦後の激動混乱の中に新憲法が施行され、新しい国家の体制の下に、国民福祉の諸問題である生活保護法、児童福祉その他各種の社会保険立法等により、国家は何人も健康にして文化的な生活を享受することができるように整備されつつありますが、今尚惨憺なる戦禍や業務上の災害や或いは又疾病その他によりまして身体に強度の障害を負い、不慮の災難とはいえ、悲惨な運命に苦しむ人々は、現在凡そ80万人を超えているのであります。かかる人々に対する福祉立法といたしましては、先般制定されました、国立光明寮及び身体障害者更生指導所設置法の二つの現行法があるだけでありまして、これらはいずれも応急施設の設置法に過ぎず、いわゆる身体障害者に対する更生援護の根本法は未だなかつたのであります。たまたま昨年九月ヘレンケラー女史来朝以来、これらの人々の福祉の問題が急激に国民の要望として高まり、政府当局及び民間諸団体においても、その福祉立法促進の努力が続けられ、国民の熱烈なる請願及び陳情も山積いたしました。従つて、本院厚生委員会においては、第一回国会以来の諸般の事情も考慮に入れて、その立法の促進に努力いたし、不断の準備を重ねて参つたのであります。只今提出いたしました法案は、本院厚生委員会において研究の結論を中心とし、各方面の協力を得て、この法案提出の取運びに至つたものでありまして、いわゆる身体障害者の更生援護に関する基本を定めるのが、本法案の骨子であります。即ち、国及び地方公共団体がみずからの義務として、身体障害者のために各種の指導、援護、保護を行つて、一日も早くこれらの人々をその暗い憂鬱な日常生活から引上げて、明るい社会活動の世界に送り出すことを目的とするものでありまして、現在並びに将来の社会的、経済的事情から見ましても、早急にこれが制定を必要とするものであります。これが本法案を提出するに至つた理由であります。

出典)『参議院厚生委員会議事録』第6号(1949年11月25日)

注

- 1) 身体障害者福祉法制定にあたって決定的影響を与えたのは、いうまでもなく連合国軍最高司令官総司令部(GHQ/SCAP = General Head Quarters Supreme Commander for the Allied Powers)の専門部局、公衆衛生福祉局(PHW = Public Health and Welfare section)である。1945年10月に設立されたPHWは、衛生保健状態の改善と福祉の増進のための政策の勧告、監視、措置の指令等を主な任務とした。PHWは、C・F・サムズ局長の下、数個の課(Division)から構成されるが、福祉については1946年4月に設置された福祉課(Welfare Division)

が担当した。

GHQの占領管理機構とその機能に関しては、竹前・中村（1996a, b）参照。

- 2) たとえば日本障害者協議会（JD）は、障害者福祉関連三法（身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、精神保健福祉法）を一元化する「総合福祉法」の構想を打ち出し、1996年12月7日に開催された「JD新10年推進フォーラム'96」で公表している。
- 3) 対象規定については佐藤（1983）参照。
- 4) 本調査によると、1951（昭和26）年12月25日現在、身体障害者総数は64万9,357人、うち戦傷病者22万6,562人、一般身体障害者42万2,795人であり、身体障害者手帳の交付を受けた者は41万2,671人である（松本, 1953, p. 102）。
- 5) 1948年1月2日 Check Sheet “Program for Physically Handicapped”（社会福祉研究所, 1978, p. 91）
- 6) 『身体障害者福祉法案参考資料』1949年11月（日本社会事業大学木村文庫所蔵）
- 7) 佐野（1952）p. 26
- 8) 井上（1977）参照
- 9) 村上（1987）p. 167
- 10) 関係者は「作った案をPHWに持っていくと、無差別平等に生活保護法でやればよいではないかと切り返されて困った。」（社会福祉研究所, 1978, p. 317）と当時を回想している。
- 11) 「傷痍者対策が表面化してくるのは、1947年7月以降である」「1947年9月以降、GHQ/PHWは身体障害者対策に目を向けるようになり、日本政府の傷痍者保護対策を消極的ながら支持するようになっていた。」（村上, 1987 p. 167, 194）
- 12) 『傷痍者保護対策中央委員会資料』福利課主管（日本社会事業大学木村文庫所蔵）
- 13) 傷痍者保護対策中央委員会第一回会合については、田波（1967）p. 11以下参照。
- 14) 傷痍者保護計画第4次案『傷痍者保護対策中央委員会資料』福利課主管（日本社会事業大学木村文庫所蔵）
- 15) 日本社会事業大学木村文庫所蔵
- 16) 日本社会事業大学木村文庫所蔵
- 17) 「昭和23年に入ると、アメリカの対日占領政策が転換し、日本の経済復興を目指すとともに非軍事化政策の緩和が図られるようになった」（厚生省50年史編集委員会,

- 1988, p. 774)。「1948年1月になると、前述のように積極的な対応をみせるようになった。…このことは、対日占領政策が原理原則論のみでは、対応しきれない状態になっていることを認めざるをえなかったからと判断できる。一般生活困窮者対策として確立した救済政策—SCAPIN775—は貧困という経済的要因に対しては対応できるが、それ以外の要因、及びそこから派生した問題に対しては、必ずしも有効ではないという現実を認めるほかなかった」(村上, 1987, p. 194)
- 18) 1948年1月2日 Check Sheet, “Program for Physically Handicapped” (社会福祉研究所, 1978, p. 92)
- 19) 「しかし好転して来たとはいってもGHQが当初反対していた事情ないし理由は消滅した訳ではなく、それから身障者対策の案件は一件一件につき、GHQ特にG2の軍諜報部と連絡のあったリオルダン少佐の了解承認を得ねばならず、またその承認にもいろいろの条件がついたりなどして苦心は依然続いていた。」(葛西, 1980, pp. 221-222)
- 20) 1946 (昭和21) 年3月27日に設立された「財団法人協会」は、傷痍軍人のみでなく一般の産業傷痍者やその他の傷痍者を広く含めて会員とし、会員同士の親睦、相互扶助、福利更生、心身の健康回復、身上相談等の事業を行うことを目的とする団体であるが、軍事色を払拭したものではなかった(黒木, 1958, p. 356)。
- 21) 「大日本傷痍軍人会」は、傷痍軍人相互の修養親睦の目的に1936 (昭和11) 年12月2日に結成され、1938 (昭和13) 年9月16日に財団法人となった。厚生大臣、陸軍及び海軍大臣が指導監督をし、各都道府県に支部が設置された。傷痍軍人の身上相談や指導を行っていたが、1946 (昭和21) 年1月4日付覚書「或る種の政党、政治的結社、協会及其他団体の廃止の件」が出て、1946 (昭和21) 年2月に自発的に解散した(社会福祉研究所, 1990参照)。
- 22) 1948年3月12日PHW記録用覚書 “Brief of the Physically Handicapped Program” (社会福祉研究所, 1978, p. 93)
- 23) 1948年3月31日厚生省社会局長発 PHW 福祉課リオルダン陸軍少佐宛文書 “Rehabilitation Program for the Physically Handicapped” (社会福祉研究所, 1978, p. 98)。
- 24) 「どうしても身体障害者をやらなければいかぬと言うと、向こうはすぐ傷痍軍人の

- ことを言うから、こっちは知らぬ顔をして無差別平等にやらなければいかんと向こうの言い方を使った。軍人であろうとだれであろうとやらなければいかぬだろうと言ったら、そのとおりだと。」(社会福祉研究所, 1978, p. 292)
- 25) 社会福祉研究所 (1978) p. 317
- 26) 葛西 (1953) pp. 6-7
- 27) 「新しい制度を開始する際に、われわれが用いた手法は、その分野で代表的な優れた人物をコンサルタントとしてアメリカから日本に招くというやり方であった。…このことが制度に対する一般国民の関心と支持を喚起するのに役立った。」(社会福祉研究所, 1978, p. 222のPHW局長C・F・サムズの証言)
- 28) ヘレンケラー来日の状況は、1948(昭和23)年8月29・30・31日、9月1～8日、13日、26日、10月21・24～27、29日付の毎日新聞が報じている。
- 29) 朝日新聞1948(昭和23)年8月31日「盲人福祉法案国会へ」、岩橋(1962)、岩橋(1980)参照。
- 30) 松本(1951) p. 21
- 31) 葛西(1980) pp. 214-224
- 32) 黒木(1958) pp. 122-143
- 33) 黒木(1958) p. 370
- 34) 5月23日、更生課長黒木利克がPHW組織リハビリテーション班班長ミクラウツと会談した。その席で黒木は本法施行にかかる費用を19億円と試算したが、大蔵省が反対するであろうと報告し、これに対しミクラウツはこの試算は現実的でないので新たに作り直すようにと指示している(1949年5月23日PHW記録用覚書“Conference on Draft Proposed Law for Welfare of Physically Handicapped Persons”)。
- 35) 『身体障害者福祉法案参考資料』1949年11月(日本社会事業大学木村文庫所蔵)
- 36) 遠藤(1951) p. 125
- 37) 制定推進委員会発足以前に作成された「身体障害者保護法案要綱」(1948年10月30日)と「身体障害者福祉法案要綱」(同年11月11日)という二つの法案要綱がある。保護から福祉へと法案の名称が修正されているが、どちらも法の目的を、「身体の機能が不自由なために、生活上、就業上不利な条件にある者に対して、國または地

- 方公共団体が保護、指導を與えることによって、その生活の向上を図ること」としている。いずれの案も日本社会事業大学木村文庫所蔵。
- 38) 松本 (1951) p. 21
 - 39) 田波 (1967) p. 430
 - 40) 1949年1月24日 PHW 記録用覚書 “Conference on proposed physically Handicapped Rehabilitation Bill”
 - 41) 「この審議會は、厚生、文部、労働、運輸等の関係行政府の官吏または吏員、身体障害者の更生、援護、医療その他の福祉に関する事業に従事する者等より組織されている。この審議會は身体障害者に関する立法及びその他身体障害者の更生指導の計画に関して助言を行い、又各種の民間身体更生団体の活動を調整する」(厚生省・日本社会事業専門学校共同主催現任教育講習会資料, 1949, p. 206)
 - 42) 松本 (1951) p. 33
 - 43) 1949年6月8日 PHW 記録用覚書 “Proposed Law for the Welfare of Physically Handicapped persons”
 - 44) 1949年8月1日 PHW 記録用覚書 “Draft of Law for Welfare of Disabled Persons”
 - 45) 1949年8月8日 PHW 記録用覚書 “Draft of Proposed Law for the Welfare of Physically Handicapped Persons”
 - 46) 日本社会事業大学木村文庫所蔵
 - 47) 黒木 (1958) p. 371
 - 48) もう一点、シャープが障害者について勧告したのが、「不具者 (the disabled)」のための所得税の特別控除である (松本, 1951, p. 158)。
 - 49) 1949年11月22日 PHW 記録用覚書 “Draft Legislation, Law for the Welfare of Physically Handicapped Persons”
 - 50) 松本 (1951) p. 26
 - 51) 東京新聞1950年10月29日「国会で先議争い—身体障害者福祉法衆参両厚生委員会議らず」

文献

- 井上英夫（1977）「生活保護法の形成過程と機能（上）」『早稲田法学会誌』27巻
- 岩橋英行（1962）『日本ライトハウス40年史』日本ライトハウス
- 岩橋英行（1980）『青い鳥のうた』日本放送出版協会
- 遠藤保喜（1951）『肢体不自由者と取扱の實際』北島藤次郎商店
- 葛西嘉資（1953）「福祉法制定の思い出」『リハビリテーション』1号、全国鉄傷痍者
団体連合会
- 葛西嘉資（1980）「共募、身障福祉の先駆者、若い頃から大人の風格」『黒木利克追想
録』黒木利克追悼録刊行会
- 黒木利克（1958）『日本社会事業現代化論』全国社会福祉協議会
- 厚生省50年史編集委員会（1988）『厚生省50年史（記述編）』
- 厚生省・日本社会事業専門学校共同主催現任教育講習会資料（1949）『現代社会事業の
基礎』
- 佐藤久夫（1983）「身体障害者福祉法における対象規定の成立と展開に関する覚書（1）」
『日本社会事業大学研究所年報』No.18
- 佐野利三郎（1952）「傷痍軍人処遇の改善は」『社会事業』vol.35
- 社会福祉研究所（1978）『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』
- 社会福祉研究所（1990）『戦前戦中期における障害者福祉対策』
- 高瀬安貞（1959）『肢体不自由者更生指導の理論と実際』肢体不自由者更生援護会
- 竹前栄治、中村隆英（1996a）『GHQ日本占領史第1巻GHQ日本占領史序説』日本図
書センター
- 竹前栄治、中村隆英（1996b）『GHQ日本占領史第2巻占領管理の体制』日本図書セン
ター
- 田波幸男（1967）『高木憲次一人と実績』日本肢体不自由児協会
- 松本浩太郎（1953）『社会保障年鑑1953年版』東洋経済新報社
- 松本征二（1951）『身体障害者福祉法解説』中央社会福祉協議会
- 村上貴美子（1987）『占領期の福祉政策』勁草書房

資料・史料

- ・『傷痍者保護対策中央委員会資料』（福利課主管）
- ・「傷痍者保護構成対策要案綱案」（厚生省社会局）
- ・「傷痍者の保護並びに更生に関する法律案要綱」
- ・「身体障害者保護法案要綱」1948年10月30日
- ・「身体障害者福祉法案要綱」1948年11月11日
- ・「身体障害者福祉法案第6次案」1949年8月1日
- ・「全国身体障害者更生同盟規約」
- ・『身体障害者福祉法案参考資料』1949年11月
- ・「身体障害者対策に関する決議」1949年5月（第5国会衆議院会議録第28号、p.488）

- ・参議院厚生委員会議事録（第1国会～第6国会）
- ・衆議院厚生委員会議事録（第1国会～第6国会）

- ・1948年1月2日 Check, Sheet “Program for physically Handicapped”（社会福祉研究所, 1978, 『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』 p.91）
- ・1948年3月12日PHW記録用覚書 “Brief of the Physically Handicapped Program”（社会福祉研究所, 1978, 『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』 p.93）
- ・1948年3月31日厚生省社会局長発 PHW 福祉課リオルダン陸軍少佐宛文書 “Rehabilitation Program for the Physically Handicapped”（社会福祉研究所, 1978, 『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』 p.98）
- ・1949年1月24日PHW記録用覚書 “Conference on Proposed Physically Handicapped Rehabilitation Bill.”
- ・1949年5月23日PHW記録用覚書 “Conference on Draft of Proposed Law for the Welfare of Physically Handicapped Persons”
- ・1949年6月8日PHW記録用覚書 “Proposed Law for the Welfare Physically Handicapped Persons ”
- ・1949年8月1日PHW記録用覚書 “Draft of Law Welfare of Disabled Persons”
- ・1949年8月8日PHW記録用覚書 “Draft of Proposed Law for Welfare Physically

Handicapped Persons”

• 1949年11月22日PHW記録用覚書 “Draft Legislation, Law for Welfare of Physically Handicapped Persons”

• 毎日新聞1948年8月29日・30・31日、9月1～8日、10月21日・24～27、29日

• 毎日新聞1948年8月31日

• 東京新聞1950年10月29日